

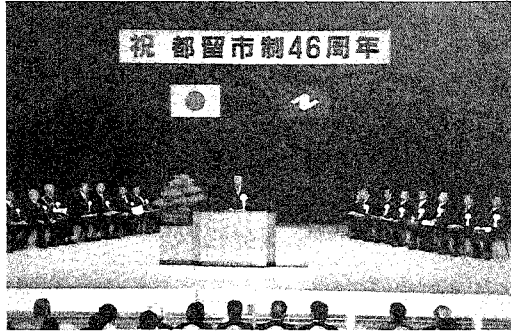
市制47周年記念行事

都留市は、昭和二十九年四月二十九日に一町四カ村が合併して、県下四番目の市として誕生以来、今年で四十七周年を迎えます。市制施行四十七周年を記念して、次のとおり記念式典を行います。

日時 4月29日(みどりの日) 午前10時
場所 うぐいすホール

市制記念行事として「緑あふれる家庭とまち」をテーマに、下記の三つの教室を開催します。皆さんが気軽に参加できる教室ですので、ご参加をお待ちしています。また、教室の内容・申し込みなど詳細については、総務課行政防災担当までお問い合わせください。

※当日は、市制祭を記念して都留市博物館「ミュージアム都留」の無料開放を始め、わんぱく相撲、市制祭協賛スポーツ行事も行われます。



昨年(2019年)の式典の様子



鉢で楽しむ 山野草教室

山野草の生態を知り、日常の中でその魅力を楽しむとともに、自然の山野草を大切に育てる心を養います。



フラワー アレンジメント教室

花は、とかく乾きがちな私達の目に潤いを与えてくれます。花の美しさを最大限に生かすためのアドバイスをします。



ガーデニング教室

花と緑は私達の生活に楽しみと豊かさを与えてくれます。四季折々の草花を生活の中に取り入れてみませんか。



平成十三年度は、平成十二年度に引き続き国の所得階層基準額の改正(所得税などによる階層の決定)が行なわれたため、再び改正するものであります。本市は、昨年同様少子化傾向と現在の経済状況など十分に配慮し、平成十三年度の保育料を決定しました。特に、「従来の4階層と、5階層の2及び、6階層の2」の保育料負担の緩和策と昨年同様三人目の入所者の保育料負担を無料とし、今年度はさらに今まで市単独で行っていた母子世帯の保育料軽減補助に加え、父子世帯とこれらに準じる世帯も対象にすることで、現在の社会環境に対応したものに改定しました。

この結果保護者に負担していただく保育料を※(表一)のように改定しました。

同一世帯で2人以上入所している場合の保育料

2人入所	第1子	第2子	—
2階層～4階層	定額	半額	—
5階層の1～7階層	半額	定額	—
3人入所	第1子	第2子	第3子
2階層～4階層	定額	半額	無料
5階層の1～7階層	無料	半額	定額

前年分の所得税が課税であり、額が下区分に該当する場合 ()の保育料は、定員91人以上の保育所(園)	所得税非課税で、前年度市町村民税が下区分に該当する場合							階層区分の定義		階層区分	保育料(月額)				
	40万8千円以上	40万8千円未満	20万円以上	16万円未満	16万円以上	8万円未満	8万円以上	6万4千円未満	6万4千円以上		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	市町村民税非課税世帯(母子世帯等)	市町村民税非課税世帯(一般世帯)	市町村民税課税世帯	0～2歳児
	7階層	6階層の2	6階層の1	5階層の2	5階層の1	4階層	3階層	2階層	1階層	0円	0円	0円	0～2歳児	3歳児	4歳児以上
	4万8千円	4万7千円	4万2千円	3万8千円	3万円	2万3千5百円	1万2千5百円	2千9百円	0円	0円	0円	0円	0～2歳児	3歳児	4歳児以上
	(2万8千円)	(3万3千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(3万1千円)	(2万6千円)	(2万3千円)	2千円	0円	0円	0円	0円	0～2歳児	3歳児	4歳児以上
	(2万8千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万6千円)	(2万3千円)	2千円	0円	0円	0円	0円	0～2歳児	3歳児	4歳児以上
	(2万8千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万6千円)	(2万3千円)	2千円	0円	0円	0円	0円	0～2歳児	3歳児	4歳児以上
	(2万8千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万6千円)	(2万3千円)	2千円	0円	0円	0円	0円	0～2歳児	3歳児	4歳児以上
	(2万8千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万7千円)	(2万6千円)	(2万3千円)	2千円	0円	0円	0円	0円	0～2歳児	3歳児	4歳児以上

※(表一) 詳細については、市福祉事務所または、各保育所(園)にお問い合わせください。